



芳賀町公告第2号

せり 売 り 公 告

町有財産等の払下げについて、せり売りを執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の14において準用する同令第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年2月1日

芳賀町長 大関 一雄



- 1 入札番号 5038
 - (1) 物件名 町有公用車 路面清掃車
 - (2) 型 式 ヒノ ライジングレンジャー
 - (3) 物件状況 初年度登録 平成9年12月
走行距離 23,900km（令和6年1月現在）
車検 令和4年3月17日まで
 - ・排水管及び水タンクからの水漏れ（有）
 - ・一部塗装の剥離や錆び（有）
 - ・令和3年度以降使用していないため、動作その他不具合の詳細不明。
 - (4) 予定価格 160,000円
- 2 せり売り参加形態
 - (1) 法人 又は 個人
- 3 せり売りに参加できる者に必要な資格要件
 - ・栃木県内に住所を有する個人、団体又は事業所であること。
- 4 売払条件
 - (1) 落札者は落札決定後、すみやかに芳賀町と売買契約書を締結すること。
 - (2) 売買代金の納入については、契約締結後、芳賀町が発行する納入通知書により、指定金融機関等に納入すること。

- (3) 売払い物件は、現状引き渡しとし、車輛名義の変更等諸手続きにかかる費用は、全て落札者個人の負担とする。また、売払い物件について、引き渡し後町は一切の苦情を受け付けない。
- (4) 使用開始にあたり、自己の負担で必要な整備を行い、十分に安全を確認すること。
- (5) 売払い物件は取得してから2年間はその所有権を第3者に移転しないこと。
- (6) 車輛名義の変更等諸手続き完了後に完了を証する書類の写しを町へ提出すること。

5 せり売りの参加手続き等

(1) 照会・提出先

〒321-3392 栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井1020番地
芳賀町役場 総務課管財係 電話:028-677-6011

(2) せり売り物件の公開及び場所

本公告日から令和6年3月15日(金)まで(土、日曜日及び祝祭日を除く。)

【場所】芳賀町大字与能476-1(建設資材置場車庫)

【時間】午前10時から午後4時まで

※公開を希望する場合には、照会先までご連絡ください。

(3) 申込書類

・せり売り参加申込書兼誓約書 1部

(4) 申込書受付期間

【期間】本公告日から令和6年3月15日(金)まで(土、日曜日及び祝祭日を除く。)

【時間】午前8時30分から午後5時まで

※受付方法 持参・郵送どちらでも可。(郵送の場合は〆切日必着)

6 せり売りの方法

- (1) 令和6年3月15日(金)までに封筒(厳封に限る)に入った入札書(別紙様式)を役場2階総務課窓口までご持参ください。

※時間は午後5時までとし、郵送も可とする(郵送の場合は〆切日必着)

- (2) 開札は令和6年3月18日(月)午前9時に役場2階副町長室で行います。
- (3) 落札者の決定は、予定価格を超えるもののうち、最高額の入札者を落札者とします。

7 その他

(1) 落札の無効

3及び4の資格要件を満たしていない者の行ったせり売り、参加申込書兼誓約書に虚偽の記載をした者の行ったせり売り。その他せり売りに関する条件に違反した又は不正行為があったとき。

(2) せり売りの決定方法

せり売り決定は、最高価格をもって有効な競争を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、次順位の最高の価格を提示した者とする事ができる。